

平成30年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年1月11日（木）

午前10時00分から午前11時55分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 10名

4. 欠席委員 2名

5. 傍聴人数 なし

6. 議事日程

- (1) 農地法第5条（使用貸借権）の規定による一時転用許可申請について
- (2) 農地法第5条（所有権の移転）許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地法第5条（賃貸借権の設定）転用届出について
- (6) 農地使用貸借解約通知について
- (7) 農地改良届出について
- (8) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農業委員会事務局員 4名

	【午前１０時００分】
事務局	ただいまから平成３０年第１回早島町農業委員会を開催いたします。 初めに、会長よりご挨拶のほうをよろしくお願いいたします。
議長	皆さん、あけましておめでとうございます。 今年は８月まで農業委員の任期がございます。前々からお話ししているように立候補制でやるということになっていますので、あと半年ではありますが、しっかり頑張って、最後を飾りたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。 それでは、始めさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、初めに会議の成立についてご報告をさせていただきます。 本日、在任委員数１２名中、出席委員が１０名、欠席委員２名でございまして、農業委員会等に関する法律第２１条第３項によりまして在任委員数の過半数が出席をしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告をさせていただきます。 それでは、早島町農業委員会会議規則第４条によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、以降の議事進行を会長よろしくお願いいたします。
議長	それでは、これより議事に入ります。まず、議事録の署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	それでは、議事録署名委員は５番の●●、６番の●●をお願いいたします。 それでは、日程１、議案第１号・番号１農地法第５条の規定による使用貸借権の設定に係る一時転用許可申請を議題といたしますが、ここで農業委員会等に関する法律第３５条に基づき、本件参考人として申請代理人の入室を求めます。 【参考人入室】
参考人	代理人の●●と申します。よろしくお願いいたします。
議長	ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。 それでは、事務局説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、お手元の別紙１及び別紙２をご覧ください。

前回の農業委員会で審議未了となりました農地法第４条の規定による一時転用許可申請について説明させていただきます。

当該申請は、●●さんが貸し露天駐車場として一時転用する内容の申請でありましたが、●●の工期終盤における駐車場の必要性及び一時転用期間中に農地に戻す確実性について疑義が生じたため、審議未了となりました。

このたび、申請地の分筆及び使用用途の変更により、農地法第５条使用貸借権の設定のための一時転用許可申請として再提出されております。

なお、前回の農業委員会で、一時的な利用の上限について話題となりましたが、改めて確認したところ、３年以内の期間に限定するものとする岡山県及び早島町の診査基準に規定されておりましたことをご報告させていただきます。なので、無制限に一時転用の期間延長はできないということになります。

それでは、議案書の２ページをご覧ください。

議案第１号・番号１についてですが、使用借人が●●の●●さん、使用貸人は●●にお住まいの●●さんで、申請地は●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇で、合計〇〇です。

農地区分は第１種農地であります。一時的な利用で当該農地が目的を達成するために必要と認められるものであれば例外的に許可できると農地法で規定されています。

事業計画や申請理由などについては、この後申請代理者から説明があります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

これから申請代理人の説明をお願いいたします。皆さんよくお聞きになり、質問していただきたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

参考人

はい。申請理由ですけれども、現在、●●におきまして今回の農地転用の申請地の北側で●●の工事を一昨年の秋から行っております。予定では、今年の４月で完了する予定になっております。昨年１２月ぐらいからですが、もう外の工事が大方、もう見ていただいとる方おられると思いますが、外の側ができて１２月から中の生産機械関係、これは印刷する機械ですね、輪転機ですとか、印刷設備のほうの工事に入ってきました。そういった設備関係となりますと、業者さんが多様にわたってきますので、電気の関係、機械の関係になりまして、昨年１２月ぐらいから業者さんの数が増えていくような形になっております。今まで建築工事だけの状況でありましたら、そういった業者さんの車、大体８０台程度ですが、場内で処理しておりましたが、そういった新たな業種が増えることによって、最大１４０台ぐらいの車が今後増える見込みになっております。それに加えて、外構工事、外周の側溝ですとか緑地ですとか舗装工事でも当然建物ができ

たら外の工事に入っていきますので、そういった外の工事になってくると今度車を置く場所自体が制限されてくるということもありますので、人、車が増えることに加えてとめる場所も少なくなってくるということで、非常に工事に支障を来すということで区域外に駐車場を探しているところ●●さんとお話ができまして、それで一時的な工事用の駐車場として利用させていただくように今計画しております。

●●の工事がこの4月に終わるのですが、引き続きお手元、この位置図がこの資料の中に入っていると思いますが、道路を挟んで東側の土地におきまして今度は物流倉庫ということで●●の流通業務施設の工事を引き続き●●で請け負っております。これは5月から工事が開始されるということになりまして、今度は引き続きこちらの工事のための駐車場及び資材置き場、それと現場事務所ということで、この●●さんの土地をお借りして工事用ということで使わせていただきたく考えております。

●●のこの予定の土地が、〇〇ぐらいありまして、非常に面積としては大きいですが、お手元の資料の右肩で資料2の図面がついていると思いますが、これが●●の造成工事の図面になります。真ん中に仮設沈砂池と書いてベージュ色でぐるっと囲んでおるところがありますが、ここに最終的に建物が建つようになりまして、この部分は、工事中は仮設沈砂池ということで、くぼ地のような形で造成工事は仕上げて、そのまま建築工事に取りかかるという形で考えております。さらに、この図面という左側ですけども、青色で斜線を引いている長方形のエリアがあります。ここが地下調整池ということで、雨水の流出抑制対策で地下に調整池を埋め込むように考えております。

こういった形で敷地自体は非常に広いですが、有効的に平場として使える土地が狭い状況ですので、この造成工事の段階から現場事務所ですとか作業員の車を場内にとめながら土を動かしていくという工事は非常に困難だということもありまして、今回、先ほどの●●さんの土地を引き続き駐車場と資材置き場と現場事務所ということでお借りしたいというふうに申請させてもらっております。こちらの工事が平成の31年9月、実際工事としては7月ですけど、その後の片づけですとか段取りもありますので、9月まで、31年9月まで引き続きお借りするという形で考えております。あくまでこれは●●さんの工事用の仮設という扱いですので、この農地転用の申請期間が終了しましたら現状の農地の状態に戻して●●さんにお返しするというふうに考えておりますので、そのまま埋めっ放しということには計画はしておりません。一応、その旨で●●さんのほうには誓約書も書いていただきまして、一時転用期間満了までには原形復旧させて、復旧後には早島町農業委員会のほうに報告をすることを誓約いたしますということで書類のほうも町のほうに提出させてもらっておりますので、そのあたりはきっちりと最終手続まで私のほうも責任を持って担当させていただきたいと思いますので、本件何とぞよろしく願いいたします。

議長	説明終わりですか。
参考人	はい。
事務局	今の報告、説明でご質問とかしたいことがありましたら。
議長	農業委員会は、ご存じだと思いますけど、農地を守る方向の委員会です。このたび、この周辺の土地がどんどん動いていますよね。●●さんの関係で。先ほど言いました●●さんの件も、誓約書を出されたということですが、それは確実に撤去しますね。
参考人	撤去します。
議長	その後はどうする予定ですか、その土地をお返しした後は。
参考人	お返しした後、何を植えるかというところまでは聞いてはいませんが、農地に戻すということではお話しはさせてもらっております。
10 番	●●さんが今ここで苗を作っていますが、作れなくなります。次の計画を聞いておられるのですか。
参考人	苗床に関しましては、苗代をつくるということでもうちょっと高速道路の東側になるのですが、所有されている土地がありまして、次回からはそちらを苗代にするということで予定しております。
10 番	申請地がもとへ戻ったらまた苗をするのでしょうか。
参考人	そこまでは聞いていませんが、ある程度整備したものを次の土地で考えていますので。ごめんなさい。そこまで具体的には聞いておりません。
5 番	お尋ねしますが、露天駐車場の施工は、具体的にはコンクリートとかアスファルトに舗装して完全な駐車場としたような形にするのですか。
参考人	それはもう砂利のままです。
5 番	コンクリートで固めるとかそういったことはないのですね。

参考人	そこまですると復旧が大変なので。あくまでも従業員用ですので砂利で十分です。
5 番	添付されている書類の中に事由の詳細とかいうのがありますね。ここにどうしても一時転用するのかといったことが書いてありますが、期間満了後に農地に戻すということは口頭でしか把握していません。なにか契約書など具現化したものはないのですか。
参考人	具現化したものが先ほどの誓約書です。
5 番	わかりました。 一時転用はあまりケースがないと思います。昔は大型の工事用の車両を通すために普通の道路だけでは足りないものなので農地を一時転用してかなり大がかりにやったケースがあります。これは見事に原状復帰していました。ここで戻すと言っておいて戻されないのは適わないですし、お宅の信用にも関わりますので、この分だけはもう厳重に守ってやっていただきたく思います。
参考人	現場社長のほうに今調整はしてもらっているのですが、土を入れる前に 1 回シートで覆っておけば、後は復旧しやすいので、そのあたりは検討しております。
5 番	ご指導のほうもよろしくお願いします。
6 番	単純なことを聞きますが、急激な雨が降った場合の排水の面で、ちょうどあの辺りは土地が低いと思いますのでその辺をどう考えているか。万が一、工事期間中に大雨が降ったら。
参考人	ここ外周は、道路側溝等の排水がない状況であります。舗装するとどうしても水の流出が出てくるので浸透するようにという意味でも採石をすると考えております。
4 番	その件で、●●に地下調整池がありましたね。ここが水がいっぱいになってあふれてきたらどこかへポンプアップで送り出すのですか。
参考人	基本的には水路よりも高い位置に調整池は設置して、場内の水が自然流下で流れるように考えています。 立米的には一応この敷地に降った雨は全てここで賄えるぐらいの量は確保しておりますので。これが確かに計算上といいますか、これ 50 年確率の雨で計算したのですが、最近のそのゲリラ豪雨ですとか、集中的に降っても絶対にあふれな

	いかというと当然あふれるときもあります。
4 番	そのときはどうするのですか。
参考人	ここの土地の水全て集めてそれがあふれるということは、周りは調整池がないわけですから、周りのほうが既にもうあふれた状態になってますので。これがあふれることによって周りに及ぼす影響というのはないと思います。周りのほうが先につかるということになります。ぱっと何件か私どものほうでもこういった調整池をいろんな現場でつくってきたのですが、これがあふれたというのは基本的には聞いたこともないので、よほどのことがない限りは大丈夫です。
10 番	〇〇ほど埋めるということですが、そこに溜まっていたはずの水は行き場を無くします。その対処はどのように考えているのですか。
参考人	検証しています。ここを埋めることによって、どれぐらいの水がたまらなくなるのかというので。これ溜まっていた水がその分均等に周りに行くようになったとすると、全体でいうとやはり 3 ミリぐらい上がるようになります。
10 番	金田・下野地区が大きく開発される計画を知っていますよね。
参考人	はい。
10 番	ここだけ見れば 3 ミリかもしれませんが、全体的に、将来的にみると 3 ミリでは収まりません。以前そちらが関わった●●の駐車場も、埋められた後は大雨が降ると、それまで溜まっていた水が水路を逆流し、畑岡、金田へ流れて床下浸水してしまいます。そういうことがまたこの下野のほうで起きるという可能性はかなりあると思います。ですからそこまで考えて、今の 3 ミリではなく、全体を見て考えてもらわないと。
参考人	はい、わかりました。
4 番	●●は何をする会社なのですか。
参考人	まだ確定じゃないですが、メインで取り扱おうとしとるのはパンです。今、各工場から、それぞれ工場が流通センターに持って行ってそこから各店舗に配達しているような形で、流通がいろんな経路でばらばらになっているものを一旦各工場から今回この早島の流通センターに持ってきますと。ここで仕分けをしてトラックでそれぞれ小売のスーパーに行くということで、要は集約するセンターとし

で考えています。それは主に今パンを予定していますが、それから何種類かそういった形で、何社かと契約させてもらって、集中的な、集荷センター的な扱いにするという意味の物流倉庫になります。

4 番

わかりました。

議長

もうよろしいですか。ほか質問はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

長時間ありがとうございました。ここで退室してください。

参考人

すみません、先ほどの●●さんの件で引き続き、ちょっと次回のほうも●●さんのほう今度予定もしていますので、また次回もよろしくお願いします。失礼いたします。

【参考人退席】

議長

それでは、ただいまの質問に関して現地確認の結果を7番●●さんからよろしくお願いいたします。

7 番

はい。先日、9日の日に現地確認してまいりました。前回ご報告したとおり、位置図でいいです、位置図の1、地図、一番左の上、今●●が建設中です、その南側、●●さんのところの前、ビニールハウスが何棟か並んでおりまして、その南、ちょうど道路の角になります、赤いところが今年まで苗代をつくっていた場所でございます。真ん中の機械を置く倉庫、納屋がございまして、それを挟んで黄色いところ、これが現在は畑のような形で使われているところでございます。ここに関しては以上でございます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。
何か質疑はありませんか。今までお聞きしたんですけど、ありますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

それでは、その他のご意見等もよろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長	ないようでありますので、日程 1、議案第 1 号・番号 1 農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定に係る一時転用許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	異議ないようでありますので、日程 1、議案第 1 号・番号 1 農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定に係る一時転用許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程 2、議案第 2 号・番号 1 農地法第 5 条・所有権の移転許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。 今月は 5 条の許可申請が 5 件あります。まず、番号 1 についてですが、譲り受け人が●●、●●さん、譲渡人は●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さんです。 土地の所在地は、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇で、合計〇〇で、位置図が 5 ページとなります。 転用目的が特定流通業務施設で、申請理由は、特定流通業務施設建設は、中四国を中心とした西日本エリアへのスムーズな輸配送を目的としており、交通のアクセスがよい場所でなければなりません。当該地は、倉敷市と早島町の境付近に位置し、国道 2 号バイパス及び高速道路山陽道早島インターチェンジに近く大変交通の便がよい場所です。当該事業について、地権者様、地元役員の皆様にご説明の上、ご理解とご協力をお願いしましたところ、地権者の皆様には土地を売買させていただくことで合意を得、地元役員の皆様にもご協力をいただくことができましたので、許可申請をする次第であります。 農地区分は第 3 種農地及び第 1 種農地で、申請に係る事業の面積に占める第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えなければ例外的に許可できることとなっております。 なお、本案件は転用面積が 3, 0 0 0 平米を超えているため、本委員会で許可相当と決定された後には、県の常設審議委員会へ諮問いたしますことを申し添えます。説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を 7 番●●からよろしくお

願いいたします。

7 番

はい、ご報告します。

先ほどの件のすぐ道を挟んで東隣となります。東隣の一角となります。先ほど●●さんのほうからお話がありましたように、相当広い一角で、水等の心配も、周りの田んぼへの心配もございますが、いたし方ないかなと。現在は田んぼでございすが、5月から工事が始まるというお話でございすが。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。その前に事務局、もう一度特定流通業務施設を説明してもらえませんか。

事務局

特定流通業務施設というのは、さっき●●もちよつと言われていましたが、早島町でいえば高速道路でございすが、インターチェンジもありますし、そういった社会資本の近くに立地していて、先ほどの物資の輸送であるとかの仕分けであるとか、そういったものが自動化で荷さばきの合理化を図るための設備や、物資の受注及び発注の円滑化を図るため、あと情報処理システムを使って流通加工の用に供する設備を有するものを特定流通業務施設という定義があります。この特定流通業務施設というのは、物流総合効率化法というのがございまして、これに基づきまして国の認定を受けているということが大前提になりますんで、その開発を申請する前に●●のほうは国の認定を受けていると、そうして特定流通業務施設の開発が申請できるということになります。

議長

それはいつごろできたのですか。

事務局

昔はその特定流通業務施設という言葉ではなくて、大規模流通業務施設と言っていました。法が変わったりして平成17年に大規模流通業務施設から特定流通業務施設ということに置きかえられて、その特定流通業務施設の前身のさっき言った大規模流通業務施設、それが平成11年に下野地区はそういうことができますということで位置づけられています。その位置づけるのは県も勝手に位置づけているのではなくて、当時農業委員会にも照会をかけて農業委員会のほうは特に問題ないだろうということで下野地区が指定を受けてるということでございすが。

議長

●●はどういった扱いになっているのですか。

事務局

●●については、先端技術のものが、開発で調整区域にできるということになっております。

議長	わかりました。何か質疑はありませんか。 なければ、その他のご意見等に入りたいのですが、よろしいですか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	それでは、その他のご意見もよろしいですか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第2号・番号1農地法第5条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第2号・番号1農地法第5条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程2、議案第2号・番号2農地法第5条・所有権の移転許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案書6ページをご覧ください。 番号2についてですが、譲り受け人が●●、●●さん、持ち分10分の6、●●、●●さん、持ち分10分の4で、譲り渡し人が●●にお住まいの●●さんでございます。 土地の所在地は、●●、地目が田、地積が〇〇です。 農地区分は第1種農地で、位置図が10ページとなります。 転用目的が印刷配送センターとなっており、転用理由は、このたび●●の敷地拡張を行うため、当該区域内の農地の転用許可をお願いします。当該申請地は、南側隣接地と●●との間にある敷地で、工事前はあぜ道として利用しておりましたが、現在は農園としても利用できない形状であるため未管理の状況です。このままの状況で未利用地にしておくことよりも、●●の敷地に含めて一括管理することにより、雑草の処理もでき、当該施設内の側溝の清掃のための管理敷地としても使えることから、土地の有効活用が図れます。よって、転用の許可をいただきますよう申請する次第であります。 以上で説明を終わります。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番●●からよろしくお願いたします。

議長	はい、報告します。位置図にあります赤い部分、非常に細長い部分でありまして、見た感じ1メートルに足りないような細いところが、奥に行って東のほうに
7 番	2、30メートル続くという非常に見た感じ変な土地だということです。今回の場所の北側にはコンクリートの溝が設置してありまして、これは●●の造成で設置してあったものだと思います。南側には●●さんのところのビニールハウスが並んでおります。という状況です。以上です。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はこの件に関し てありますか。
4 番	これは赤い部分が東へ向かって半分ぐらいですが、残りの部分は何か管理でき ているのですか。
7 番	右側の部分には、●●が設置したコンクリートの溝にぎりぎりの状態でビニール ハウスが建っているということです。この赤い部分、1メートル足らずのものが 2、30メートル細くずっと。そこは●●さんのところのビニールハウスは当然 よけて建ててあるという状況ですね。
4 番	はい、わかりました。
議長	ほかにありませんか、質疑に対して。ありませんか。 なければ、ご意見に移りますが、よろしいですか。
	【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	なければ、その他のご意見等はどうでしょうか。よろしいですか。
	【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第2号・番号2農地法第5条・所有権の移転許 可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第2号・番号2農地法第5条・所有権の移転許 可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、議案第2号・番号3、4農地法第5条・所有権の移転許可申請を 議題といたします。

	事務局、説明方お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案書 8 ページをご覧ください。番号 3 及び 4 についてですが、譲り受け人が●●にお住まいの●●さん（持ち分 2 分の 1）、●●さん（持ち分 2 分の 1）でございます。譲渡人が●●にお住まいの●●さんでございます。 土地の所在地は、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇で、合計〇〇です。 農地区分は第 3 種農地で、位置図が 9 ページとなります。 転用目的が自己用住宅及び通路で、転用理由は、現在家族 2 人で現住所のアパートの 1 LDK に住んでいますが、家財が増え、手狭になり、将来の家族の増加を考え新築を決意しました。申請地は、環境がよく、子育ての行政環境もすばらしく、駅も近く通勤が便利となり、実家も近く子育ての応援が得やすくなります。どうぞよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を 8 番●●からご報告のほうをお願いいたします。
8 番	はい。9 日の日に現地確認をしました。場所は●●があったあたりの間に 1 軒家が建っておりまして、その東隣が今あいている、そこに建てるということで。南側は●●があります。それで、北側は水路がありまして、水路についても前の西隣と東隣がちょうど今度建てる予定の、家が 2 軒建っていますけど、その間に建つので問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか、この件に関して。
10 番	この緑のここは何メートルぐらい残しとんかな、通路で。
事務局	50 センチくらいですかね。
10 番	ここを通路にすると、川の掃除ができなくなってしまうので、水路に土留をするといった条件を付けて許可したいですね。
議長	他に質疑、意見はありませんか。
	【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第 2 号・番号 3、4 農地法第 5 条・所有権の移

転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長

異議なしとお聞きしました。ないようでありますので、議案第2号・番号3、4農地法第5条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。続きまして、議案第2号・番号5農地法第5条・所有権の移転許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

はい。それでは、議案書10ページをご覧ください。

番号5についてですが、譲り受け人が●●にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇で、合計〇〇です。

農地区分は第3種農地で、位置図が11ページとなります。

転用目的は自己用住宅で、転用理由は、現在家族3人で現住所のアパートに住んでいますが、家財が増加して整理がつかないため、実家がある早島町で子育ての応援が得やすいために新築を計画しました。早島町の子育て支援が素晴らしいのも理由です。よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番●●からよろしくお願いします。

9番

はい。1月9日に現地確認を行いました。この場所は●●のすぐ北というふうになっております。ここの周辺なのですが、2年前から開発されてきて、50戸連たんの残りの一部の土地であります。現在は耕作されておられません。開発に当たっての問題点はなかろうかと思しますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

10番

事務局、これは側溝を付けるために分筆しているですか。

事務局

分筆の理由ですか。

事務局

排水先の関係かと思いますが、理由は事務局ではわかりません。

議長	ほかに意見はありませんか。 よろしいですか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	それでは、意見もないようでありますので、議案第２号・番号５農地法第５条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	ないようでありますので、議案第２号・番号５農地法第５条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程３、議案第３号・番号１農用地利用集積計画を議題といたします。それでは、事務局、説明方お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案書１２ページをご覧ください。 こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定を受けたいため農業委員会に協議がございました。 それでは、１３ページをご覧ください。 番号１についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●さんです。利用権を設定する者が、●●にお住まいの●●さんです。 利用権を設定する土地は、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇です。 位置図は１４ページとなっております。 設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は１０年、始期が平成３０年１月２４日からの設定です。こちらは利用権の新規の設定となっております。説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を９番●●からお願いいたします。
９番	はい。１月９日にやはり現地確認を行いました。場所は、●●のところですが、この田んぼは昨年からもう作業委託されており、今回財団への変更というふうに聞いております。作業を行う者は昨年度と変わらないということで、昨年度丁寧な仕事をされていますので問題はなかろうかと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。

	これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
5 番	これは早島町では中間管理機構への貸付第 1 号になるのですか。
事務局	第 1 号です。
4 番	今年じゃったかな、農協へ、アグリセンターに委託した場合には、1 反当たり 1 万 5, 0 0 0 円要りますと、こういう書類来たんですわ。1 反当たり 1 万 5, 0 0 0 円、アグリセンターへ任す場合は。これはそういうことはないん。
10 番	中間管理事業は受け手が決まって初めて機構が借り受けます。農業をやめて管理機構へ出すと一時金でお金がでるので得です。 農協は作業委託で出すと契約が切れていてもそのままなので農地の管理ができていません。利用権であれば町からお互いへ通知が行きます。
4 番	なるほど。わかりました。
議長	ほかに質疑ありませんか。
	【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	なければ、その他のご意見に入らせていただきます。 よろしいですか。意見もよろしいですか。
	【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	意見もないようでありますので、議案第 3 号・番号 1 農用地利用集積計画については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	異議ないようでありますので、農用地利用集積計画については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程 4、報告第 1 号・番号 1 から 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について事務局から説明方お願いいたします。
事務局	はい。それでは、議案書 1 5 ページをご覧ください。 番号 1 についてですが、こちらは●●にお住まいの●●さんが、相続により所

有権を取得したことによる届け出となっております。

取得した土地は、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が畑、〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が畑、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇で、持ち分の4分の1です。

続いて、議案書17ページをご覧ください。

番号2についてですが、こちらは●●にお住まいの●●さんが、相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

取得した土地は、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田ですが、現況は農業用倉庫です、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇です。

位置図が18ページとなります。

続いて、議案書19ページをご覧ください。

番号3についてですが、こちらは●●にお住まいの●●さんが、相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

取得した土地は、●●、地目が田、面積が〇〇、●●、地目が田、面積が〇〇です。

位置図が20ページとなります。

続いて、議案書21ページをご覧ください。

こちらは、●●にお住まいの●●さんが、相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

取得した土地は、●●、地目が田、面積が〇〇です。

以上の4件の届け出については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局専決により、書類を受理いたしました。

日程4、報告第1号の説明は以上です。

議長

相続の件であります。これより質疑に入ります。何か質疑ありますか。相続だから、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

意見ありませんね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

質疑も意見もありません。
ないようでありますので、以上で報告第1号を終わります。

事務局	続きまして、日程５、議案第２号・番号１農地法第５条・賃貸借権の設定転用届出を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。 それでは、議案書２３ページをご覧ください。 番号１についてですが、賃借人が●●、●●さん、賃貸人が●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さん、●●にお住まいの●●さんでございます。 土地の所在地は、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇、●●、地目が田、地積が〇〇で、合計〇〇となっております。 それで、位置図は２４ページとなります。 そして、これらの転用目的が流通施設となっております。 上の２つと下の２つで受理通知日が若干違ってありますが、最初下の２つについては所有権の設定ということで届け出があったのですが、その後間違いがわかりまして、賃貸借契約があったということで異なっております。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を１０番●●から報告をお願いいたします。
１０番	●●ができていて、その東側の広場の南側、無津の信号のすぐ北、隅に残っているところだし。市街化区域ですので問題ないと思います。
議長	質疑はよろしいですか。 【「異議なし」と呼ぶ者あり】
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑もよろしいですか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	意見もよろしいですね。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	ありがとうございます。

事務局	ないようでありますので、以上、報告第2号・番号1を終わります。 続きまして、日程6、報告第3号・番号1及び番号2農地使用貸借権解約通知について議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。
	それでは、25ページをご覧ください。今月の農地法第18条第6項の規定による通知については2件でございます。 番号1について、使用貸人が●●にお住まいの●●さん、使用借人が●●にお住まいの●●さんです。 農地の所在地が、●●、地目が田、面積が〇〇です。 位置図は26ページとなっております。 また、番号2についてもあわせて説明させていただきます。 27ページをご覧ください。 使用貸人が●●にお住まいの●●さん、使用借人が●●にお住まいの●●さんです。 農地の所在が、●●、地目が田、面積が〇〇です。 位置図は28ページとなっております。 これらの届け出については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。 説明は以上です。
	議長 ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。 ありませんか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
	議長 それでは、そのほかの意見等はいかがでしょうか。 意見もよろしいですか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
議長	質疑も意見もないようでありますので、以上で報告第3号・番号1及び番号2を終わります。 続きまして、日程7及び8、報告第4号・番号1及び第5号・番号1、農地改良届け出について、及び農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届け出について議題といたします。事務局、説明方をお願いします。
事務局	それでは、29ページをご覧ください。

報告第4号・番号1について、田んぼに土砂等を搬入し畑にするため、●●にお住まいの●●さんより、農地改良届出がありました。

農地の所在が、●●、地目が田、面積が〇〇で市街化区域の農地となります。位置図は30ページです。

また、1,000平米以上の農地改良の場合、土砂等の搬入期間は農地転用として扱う本町の規定により、報告第5号・番号1のとおり、農地法第4条第1項7号の規定による農地一時転用届け出が提出されております。転用期間は平成29年12月20日から平成30年3月30日までです。

以上で報告第4号・番号1及び報告第5号・番号1についての説明を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を6番●●からご報告をお願いいたします。

6番

はい。先月、27日に現地確認をしてまいりました。場所は●●の北側です。もう周囲には全く関係はありませんので。これを見ていると、●●さんも稲作を植えるのはもう卒業したのかなと思います。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。

5番

事務局のほうに確認ですが、町の規定では1,000平米以上を上回ると、届出が必要ということですか。

事務局

はい。

議長

ほかに質疑はありませんか。

事務局

すみません、農地として土砂搬入期間は1,000平米を超えるような大きな農地になってくるとその期間農地として使えないですよねっていう意味だけの一時転用ということで、結局は田んぼから畑にするんで農地としてずっとお使いになられるのですが、土砂搬入期間は農地じゃなくなるという意味合いです。

議長

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

質疑ないようであります。次は、その他のご意見等は。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長

質疑、ご意見もないようでありますので、以上で報告第4号・番号1及び第5号・番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、次回の農業委員会は2月13日火曜日、午前10時からを予定しております。場所は2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますので、よろしくお願いします。

また●●さんの説明資料で配布いたしました資料のお持ち帰りをご遠慮いただきますようお願いします。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第1回早島町農業委員会を閉会いたします。